

発議第 1 号

議案第 19 号 第 3 次いなべ市総合計画基本構想の策定
についてに対する附帯決議

上記議案をいなべ市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 25 日提出

提出者 いなべ市総合計画特別委員会

議案第19号 第3次いなべ市総合計画基本構想の策定についてに対する
附帯決議

第3次いなべ市総合計画基本構想は、本市の行政運営における最上位計画であり、市民と行政が共通して目指す10年後の将来像を掲げ、長期的なまちづくりの方向性を示すものである。

今後、基本構想を踏まえた市政の施策の基本的な方向及び体系（基本計画）、施策を実現するため実施する事業（実施計画）の構築にあたっては、以下の事項を特に留意し推進されたい。

記

- 1 本基本構想に「人口減少社会の到来」として、交流人口や関係人口の増加を図り、人口減少社会においても、まちの活力を維持・向上させていく必要があると掲げられた。

当市は、第2次いなべ市総合計画及び第2期いなべ市総合戦略に基づき地方創生交付金、合併特例債などを活用した事業に取り組んできたところであるが、市民の受け止め方は様々である。よって、少子化、高齢化及び人口流出など、当市の人口減少の要因、特徴を捉え、所期の目的である観光人口、交流人口が地域の維持・活性化につながる施策を講じられたい。

また、施策及び事業構築にあたっては、市民が目標と成果を共感できるよう、実態に即した指標を掲げられたい。

- 2 第2次いなべ市総合計画から引続き、第3次いなべ市総合計画においても「市民参画」、「市民との協働」を重要な施策と位置付けられた。

当市は、市民参画の機会を多く設けているにもかかわらず、実態として、活動に取り組む市民の高齢化、人材不足、意識の低下、雇用年齢の拡大など、市民が活動に参加するにあたっては課題が山積している。なかでも自治会運営、市民活動については、社会の変容に大きく影響を受けるものである。

まちづくりの根幹は人づくりである。第3次いなべ市総合計画では、市民の大きな意識改革を促し、本計画の理解促進を図るとともに行政によるサポートを充実させる施策を講じられたい。

なお、市民参画、協働の一層の拡充を図るにあたっては、施策、事業ともに多岐にわたると想像できるため、部署の一元化、中間支援組織の強化を図り社会の変化、活動の実態及び市民ニーズに対応されたい。

- 3 本基本構想では、自動車産業に次ぐ新たな産業の活性化、積極的な企業誘致など長期的な展望にたった方針を掲げられた。観光事業誘致だけではなく、市民生活に直接的かつ大きく寄与する企業誘致に取り組むよう施策を講じられたい。
- 4 本基本構想における土地利用構想は、現行の都市マスタープランを踏襲したものである。都市マスタープランは、社会構造の変化、自然災害リスク、持続可能なまちづくりなど、その実現に向けて大きな役割を持っていることから、次期計画の策定にあたっては、これまで以上に市民ニーズの把握に努め、地域の過疎化、人口減少に対応した計画とされたい。
- 5 市民満足度調査の結果にあるように、施策の重要度として高く、満足度として低くなっている項目は、第2次いなべ市総合計画で行った調査とほぼ変わっていない現状を真摯に受け止め、市民生活の実態を的確に捉えるとともにそのニーズに対応し得る施策を講じられたい。

以上、まちづくりを取り巻く課題を着実に解消し、市民が誇りと愛着を持つことができるいなべ市となるよう、附帯決議する。

令和7年3月25日

いなべ市議会